

Ⅶ 保健医療センターの概要

1 保健医療センターの概要

1-1 保健医療センター設置の経過及び施設の内容

保健医療センターは、市民の健康増進を図るため、保健機能と医療機能を併せ持つ施設として平成6年に建設された。

施設内に所在する「保健センター」において、母子・成人の健診、健康教育、健康相談、栄養指導、運動指導等を実施している。また、急病時などに受診できる「休日急病診療所」及び「休日歯科診療所」並びに障がい者の歯科診療を行う「障がい者歯科診療所」を併設している。

令和元年度には、「子育て世代包括支援センター」及び「児童発達支援センター」が設置され、子育て支援機能を持つ施設にもなっている。（「子育て世代包括支援センター」は令和6年4月1日に「こども家庭センター」に位置づけられた。）

さらに、医師会の諸施設並びに歯科医師会及び薬剤師会の事務室も設置され、総合的な保健医療施設として機能している。

<施設概要（令和7年3月31日現在）>

- | | |
|-----------|---|
| (1) 設置場所 | 蒲郡市浜町4番地 |
| (2) 敷地面積 | 9,622.34㎡ |
| (3) 規模・構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 |
| (4) 延床面積 | 6,334.30㎡ |
| (5) 施設内容 | 1階 保健センター、運動サポートセンター、こども家庭センター、
休日急病診療所、休日歯科・障害者歯科診療所、
歯科医師会、薬剤師会
2階 保健センター、ウェルビーイング推進課、こども家庭センター、
医師会健診センター
3階 児童発達支援センター、医師会 |

1-2 健康推進課所管事務

- (1) 市民の健康づくりに関すること
- (2) 成人の健康診査、検診及び保健指導に関すること
- (3) 健康増進法による健康づくり事業に関すること
- (4) 母子及び妊産婦の保健指導及び健康診査に関すること
- (5) 不妊治療に関すること
- (6) 予防接種に関すること
- (7) 感染症の予防及び対策に関すること
- (8) 休日急病診療所事業、休日歯科診療所事業及び障害者歯科診療所事業に関すること
- (9) 保健医療センターの管理に関すること
- (10) 献血に関すること
- (11) 保健・医療機関に関すること
- (12) 未熟児の届出及び未熟児養育医療に関すること
- (13) 高齢者の医療の確保に関する法律による特定保健指導に関すること
- (14) 保健師等の活動全般の統括及び人材育成に関すること
- (15) 中学生ピロリ菌検査事業に関すること
- (16) 運動サポートセンター事業に関すること
- (17) 東三河広域連合が行う介護保険事業（地域支援事業の一部に限る）に関すること

1－3 健康推進課の運営体制・組織（令和6年4月1日現在）



保健師	17人	栄養士	3人
看護師	3人（うち1人再任用職員）	歯科衛生士	1人（任期付職員）
事務職	9人（うち1人会計年度任用職員）		<u>計33人</u>

1－4 診療所の利用状況

- (1) 休日急病診療所 72日間 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

総利用人数	3,469人	1日平均人数	48.2人
-------	--------	--------	-------

※平成6年6月19日から蒲郡市医師会に運営委託

- (2) 休日歯科診療所 72日間 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

総利用人数	236人	1日平均人数	3.3人
-------	------	--------	------

※平成6年6月19日から蒲郡市歯科医師会に運営委託

- (3) 障がい者歯科診療所 36日間 毎月3回木曜日

総利用人数	532人	1日平均人数	14.8人
-------	------	--------	-------

※平成21年7月9日から蒲郡市歯科医師会に運営委託